入院中の酒類類似飲料・たばこ類似製品の使用禁止について

当院では、患者さんに安全かつ適切な療養生活を送っていただくため、入院中の飲酒および喫煙を禁止しています。
当院の禁止規定は、製品にアルコールやニコチンが含まれているかどうかだけでなく、製品の用途、形態および療養環境への影響等を踏まえて定めています。

1. ノンアルコールビール等について

入院中は、**ノンアルコールビール、ノンアルコールワイン、ノンアルコールチューハイ等、酒類に類似した飲料についても、持ち込みおよび飲用を禁止します。**
これは、以下の理由によるものです。

- 入院中は、治療・検査・手術・麻酔・薬剤投与等が行われるため、飲食物を含めた療養環境をできるだけ統一する必要があること
- 酒類に類似した飲料を認めると、製品ごとの成分や表示について個別に確認する必要が生じ、病院内での一律かつ安全な管理が困難になること
- 他の患者さんや医療スタッフから見た場合に、通常の酒類との区別が困難となる場合があること
- 医療機関として、入院中の飲酒を禁止するルールを明確かつ一律に運用する必要があること

したがって、アルコール分が 0.00%と表示されている商品であっても、当院が酒類に類似した飲料と判断する製品については、入院中の持ち込みおよび飲用を禁止します。

ここでいう「ノンアルコール飲料」とは、単に炭酸が入っている飲料を指すものではありません。

■ 一般的な炭酸飲料とノンアルコール飲料の区別

以下のような表示が商品の容器・パッケージ等にあり、酒類を模した飲料であることが明らかなものは、当院では「酒類に類似した飲料」として取り扱います。

- 「ノンアルコール」「ノンアル」
- 「アルコール 0.00%」等のアルコール分を示す表示があるもの
- 「ビールテイスト」「ビール風味」
- 「チューハイテイスト」「サワーテイスト」
- 「ハイボールテイスト」
- 「ワインテイスト」
- 「梅酒テイスト」
- 「カクテルテイスト」など、酒類を模したことが明確な表示があるもの

- メーカーが「20 歳以上の方を対象」「20 歳以上の方の飲用を想定して開発」等と表示しているもの

例えば、**「ノンアルコールビール」「ノンアルコールチューハイ」「ノンアルコールワイン」「ノンアルコール梅酒」等は、アルコール分が 0.00%であっても禁止対象となります。**
酒類業界の自主基準では、ノンアルコール飲料を「アルコール度数 0.00%で、味わいが酒類に類似しており、満 20 歳以上の者の飲用を想定・推奨しているもの」と定義しています。

■ 一般的な炭酸飲料について
一方、以下のような一般的な清涼飲料水・炭酸飲料は、当院が禁止対象とする「酒類に類似した飲料」には該当しません。

- コーラ
- サイダー
- ジンジャーエール
- 炭酸水
- レモンスカッシュ
- 一般的な果汁入り炭酸飲料
- その他、酒類を模した表示がなく、通常の清涼飲料水として販売されているもの

したがって、**「炭酸飲料だから禁止」という規則ではありません。**

商品について判断に迷う場合は、以下の点を確認してください。
①「ノンアルコール」「ノンアル」等の表示があるか
②「ビール・チューハイ・サワー・ワイン・ハイボール・梅酒・カクテル」等の酒類を想起させる表示があるか
③「〇〇テイスト」「〇〇風味」など、酒類を模した表示があるか
④ メーカーが「20 歳以上を対象」「20 歳以上の方の飲用を想定」等と表示しているか
いずれかに該当する場合は、当院が禁止対象とする酒類類似飲料に該当する可能性があります。入院中の飲用はご遠慮いただき、判断に迷う場合は病棟スタッフにご確認ください。
なお、**「アルコール 0.00%だから大丈夫」「法律上お酒ではないから大丈夫」という理由で、患者さんご自身で禁止対象から除外することはできません。**
当院の規定は、法律上の「酒類」に該当するかどうかだけではなく、**入院中の療養環境を統一し、患者さん同士のトラブルや誤認を防ぎ、安全で適切な入院生活を確保することを目的とした院内規則**です。
そのため、酒類に類似した飲料については、アルコールの含有量にかかわらず、入院中の持ち込み・飲用を禁止しています。

2. 電子タバコ・加熱式タバコ・ニコチンを含まないたばこ類似品について

入院中は、紙巻きタバコだけでなく、**電子タバコ、加熱式タバコ、ニコチンを含まない電子タバコ、いわゆる「ニコチン 0」「ニコチンフリー」等のたばこ類似製品についても、持ち込み・使用を禁止します。**

これは「ニコチンが含まれているかどうか」だけを基準とした規則ではありません。

電子タバコは、香料等を含む液体を加熱してエアロゾルを発生させ、これを吸入する製品です。一方、加熱式タバコは、たばこ葉を加熱して発生するエアロゾルを吸入する製品です。

いずれも、ニコチンの有無にかかわらず、当院では入院中の使用を禁止します。

厚生労働省は、電子タバコについて、製品によってはホルムアルデヒドやアセトアルデヒド等の有害物質が発生する可能性があると説明しています。

また、入院中は酸素投与や医療機器を使用している患者さんもいるため、火気や発熱を伴う製品、煙やエアロゾル等を発生させる製品については、製品ごとの安全性を個別に判断するのではなく、院内での使用を一律に禁止します。

さらに、たばこ類似製品を許可すると、

- 「ニコチン 0 ならよい」
- 「煙が出なければよい」
- 「加熱しない製品ならよい」
- 「香料だけならよい」

など、製品ごとの判断が必要となり、院内規則の統一的な運用が困難になります。

そのため、当院では、ニコチンの有無、煙や蒸気の有無、加熱の有無、製品のメーカーや商品名にかかわらず、喫煙を目的とする製品および喫煙を模した製品について、入院中の使用を禁止します。

■「ニコチン 0 ならタバコではない」という点について

「ニコチンが入っていないので、タバコではない」という理由であっても、当院の入院中の使用禁止規定の対象外にはなりません。

当院の規定は、**法律上の「たばこ」に該当するかどうかだけを基準としているものではなく、院内における安全な療養環境を確保するための院内規則**です。

したがって、製品が法律上「たばこ」に分類されない場合であっても、当院が定める「たばこ類似製品」に該当する場合は使用できません。

3. 入院中のルールについて

入院中は、患者さんご本人だけでなく、他の入院患者さんや医療スタッフの安全と療養環境を守る必要があります。

そのため、

「自分には害がない」

「ニコチンが入っていない」
「アルコールが入っていない」
「煙が出ない」
「他の病院では認められている」
といった事情があっても、当院の入院中の使用禁止規定は適用されます。
なお、製品の安全性について個別に判断することを目的とした規定ではないため、**禁止対象となる製品について、患者さんご自身で安全性を判断して使用することはできません。**
ご理解とご協力をお願いいたします。

禁止対象の例
酒類類似飲料

- ノンアルコールビール
- ノンアルコールチューハイ・サワー
- ノンアルコールワイン
- ノンアルコール梅酒
- ノンアルコールカクテル
- その他、「ビールテイスト」「ハイボールテイスト」等の酒類類似飲料

たばこ類似製品

- 紙巻きタバコ
- 加熱式タバコ
- 電子タバコ
- ニコチン 0・ニコチンフリーの電子タバコ
- 水タバコ・シーシャ類似製品
- その他、喫煙を目的または模倣した製品

※商品の名称、メーカー、ニコチン・アルコールの含有量等にかかわらず、当院が上記に該当すると判断した製品は使用できません。

※商品名や表示が分かりにくい場合は、患者さんご自身で判断せず、病棟スタッフにご確認ください。禁止対象となる製品の最終的な判断は、当院が行います。
患者さんご本人だけでなく、同室患者さんや医療スタッフを含め、すべての方が安心して療養・勤務できる環境を維持するための規則です。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。